

○犯罪被害者等に対する公費負担実施要領の制定について

(平成29年3月22日島広報甲第255号、島会甲第660号本部長例規通達)

最終改正 令和3年1月29日

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族の精神的被害の回復、経済的負担の軽減等に資する支援に関し、この度、カウンセリングに要する費用の公費負担制度を一部改正し犯罪被害者支援の拡充を図ることとするため、関係例規通達を整理統合し、新たに別添のとおり「犯罪被害者等に対する公費負担実施要領」を制定し、平成29年4月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、次に掲げる例規通達は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

- 1 身体犯被害者等の診断書料等の公費負担制度の実施について（平成17年8月26日島相談甲第499号ほか本部長例規通達）
- 2 犯罪被害者等カウンセリング支援運用要領の制定について（平成21年3月19日島広相甲第1043号、島会甲第689号本部長例規通達）
- 3 犯罪被害者等の一時避難場所確保に係る公費負担制度の実施について（平成26年3月28日島広報甲第322号ほか本部長例規通達）
- 4 司法解剖後における遺体修復及び遺体搬送に要する経費の公費負担制度等の実施について（平成26年3月28日島広報甲第323号ほか本部長例規通達）
- 5 ハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度の実施について（平成28年3月29日島広報甲第261号ほか本部長例規通達）

別添

犯罪被害者等に対する公費負担実施要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪等により害を被った者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の精神的被害の回復、経済的負担の軽減等に資する支援を行うとともに、捜査活動への理解と協力を求めるため、犯罪被害者等が犯罪被害（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害をいう。以下同じ。）により支払わなければならない捜査上必要な費用の一部を公費で負担することに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 公費負担の対象

1 公費負担の対象者

公費負担の対象となる犯罪により被害を受けた犯罪被害者等であって、警察における公費負担が必要と認められるものとする。

2 公費負担の種別

- (1) 身体犯に係る犯罪被害者等に対する公費負担
- (2) 性犯罪に係る犯罪被害者に対する公費負担
- (3) カウンセリング支援等に係る公費負担
- (4) 遺体修復に係る公費負担
- (5) 遺体搬送に係る公費負担
- (6) ハウスクリーニングに係る公費負担
- (7) 一時避難に係る公費負担

第3 身体犯に係る犯罪被害者等に対する公費負担

1 負担する費用

- (1) 身体犯（性犯罪を除く。）に係る犯罪被害者等が事件捜査のために警察に提出する診断書の作成費用（以下「診断書料」という。）及び当該診断書を作成するために、犯罪被害者が犯罪被害後最初に医師の診療を受けた際に発生した医療費（以下「初回診療料」という。）
- (2) 遺族が事件捜査のために警察に提出する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第168条の規定により行う解剖（以下「司法解剖」という。）に伴う死体検案書の作成費用（以下「検案書料」という。）

2 対象犯罪

次に掲げる犯罪のうち、事件捜査上、診断書又は死体検案書による立証が必要と認められるものとする。ただし、他の法令等により、当該犯罪に係る損害賠償額の請求、損害の填補等がなされる場合は、この限りでない。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪）（未遂を含む。）
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪）（未遂を含む。）
- (3) 強盗・強姦等致死罪（刑法第241条第3項の罪）
- (4) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）

- (5) 傷害罪（刑法第204条の罪）
- (6) (1)から(5)までに掲げるもの以外の犯罪で人の死傷を結果とする結果的加重犯
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、警察署長又は島根県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）及び警察本部事件主管課長（以下「事件主管課長」という。）と協議の上、事案の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、公費負担の対象とする必要があると認めたもの

3 公費負担額

身体犯に係る犯罪被害者等に対する公費負担額の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 初回診療料は、原則として、犯罪被害者が受診した医療機関が保険診療による診療の費用として請求した額とする。ただし、入院に係る費用は含まない。
- (2) 診療を保険診療によらず受けた場合は、当該診療を保険診療により受けた場合における医療費の自己負担相当額とする。
- (3) 診断書料及び検案書料は、医療機関が作成費用として請求した額とする。

4 公費負担の認定

警察署長等は、対象犯罪を認知したときは、犯罪被害者等に対して制度を速やかに教示し、制度適用の希望の有無について意思確認を行うものとする。この場合において、犯罪被害者等が公費負担の適用を希望したときは、公費負担対象事件発生報告書（様式第1号）を作成の上、公費負担を認定するものとする。

5 支出手続

- (1) 警察署長等は、公費負担の認定をしたときは、速やかに島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の定めに基づく支出の手続を行うものとする。
- (2) 警察署長等は、初回診療料、診断書料又は検案書料を支出するときは、公費負担対象事件発生報告書により処理するものとする。
- (3) 警察署長等は、(2)により支出を行うときは、支出先の医療機関に対し、本制度を事前に説明するとともに、請求書（様式第2号）により請求を受けるものとする。ただし、当該医療機関が自ら請求書類を作成したときは、これによることを妨げない。
- (4) 支出は、原則として医療機関が指定する金融機関の口座への振り込みによるものとする。ただし、警察署長等が認める場合は、資金前渡内訳書（様式第3号）を作成した上、資金前渡の方法によることができるものとする。
- (5) 警察署長等は、(1)から(4)までにかかわらず、犯罪被害者等が既に初回診療料、診断書料又は検案書料を医療機関に支払っていたときは、犯罪被害者等から口座振替申出書、請求書及びその医療機関が発行した領収書により請求を受け、当該犯罪被害者等に対して支出の手続を行うものとする。ただし、警察署長等が認める場合は、資金前渡内訳書を作成した上、資金前渡の方法によることができるものとする。

6 留意事項

負傷の部位により複数の医師によって診断され、複数の診断書により事実証明する必要があるとき又は3によるほか公費負担する必要性のある費用が生じたときは、警察署長等が広報県民課長及び事件主管課長と協議の上、公費負担を認定することができる。

第4 性犯罪に係る犯罪被害者に対する公費負担

1 負担する費用

犯罪被害者が医療機関を受診した際に支払う初回診療料及び診断書料

2 対象犯罪

次に掲げる犯罪のうち、事件捜査上の立証、犯罪被害者の二次被害の軽減等のために医療機関への受診が必要と認められるものとする。

(1) 強盗・強姦等罪（刑法第241条第1項の罪）（未遂を含む。）

(2) 強姦等罪（刑法第177条の罪）（未遂を含む。）

(3) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪）（未遂を含む。）

(4) 準強制わいせつ罪及び準強姦等罪（刑法第178条の罪）（未遂を含む。）

(5) 強制わいせつ等致傷罪（刑法第181条の罪）

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、警察署長が広報県民課長及び事件主管課長と協議の上、事案の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、公費負担の対象とする必要があると認めたもの

3 公費負担額

性犯罪に係る犯罪被害者に対する公費負担額の範囲は、次のとおりとする。

(1) 初回診療料は、犯罪被害者が受診した医療機関が診療の費用として請求した額とする。

(2) 診断書料は、医療機関が作成費用として請求した額とする。

4 公費負担の認定

第3の4の規定を準用するものとする。

5 支出手続

第3の5の規定を準用するものとする。この場合において、(1)から(5)中「警察署長等」を「警察署長」と、(2)及び(5)中「初回診療料、診断書料又は検案書料」を「初回診療料又は診断書料」と読み替えるものとする。

6 留意事項

(1) 犯罪被害者の医療機関での受診は、当該犯罪被害者の意思を尊重して自由診療とすることができる。

(2) 初回診療料には、初回の一般的な処置料（初診時における鑑定資料採取、膣内、肛門等の洗浄、致傷に伴う応急措置的な治療及び投薬に伴う費用をいい、入院等に伴う手術費や継続的治療に伴う投薬等は除く。）、検査料（性感染症の再診料（潜伏期間の関係で被害から一定の期間を置いて行う必要があるものに限る。）を含む。）、投薬費（緊急避妊費用）等のほか、投薬を受けたにもかかわらず意思によらない妊娠の結果を生じた犯罪被害者が人工中絶手術を受けよ

うとする場合の費用を含むものとする。

- (3) 負傷の部位により複数の医師によって診断され、複数の診断書により事実証明する必要があるとき又は3によるほか公費負担する必要性のある費用が生じたときは、警察署長が広報県民課長及び事件主管課長と協議の上、公費負担を認定することができる。

第5 カウンセリング支援等に係る公費負担

犯罪被害者等の精神的被害の回復及び負担軽減を図るために必要な部外カウンセリング支援及び精神科医等診療支援（以下「カウンセリング支援等」という。）を行うものとする。ただし、別に定めるところにより島根県警察の組織の細目等に関する訓令（平成7年島根県警察訓令第4号）第12条の2第1項に規定する警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）に置く心理カウンセラーがカウンセリングを行うものについては、それによるものとする。

1 負担する費用

(1) 部外カウンセリング支援

犯罪被害者等が次のいずれにも該当する者（以下「部外カウンセラー」という。）によるカウンセリング支援（面談して指導や助言を行うことをいう。以下同じ。）を受けた際に要する費用

ア 犯罪被害者支援に関する見識を有する者

イ 本制度の趣旨に賛同して協力を承諾した精神科医、臨床心理士その他のカウンセリング支援の可能な専門家

(2) 精神科医等診療支援

犯罪被害者及びその遺族が部外カウンセラー以外の精神科医、臨床心理士等（以下「精神科医等」という。）の診察を受けた際に支払う診療料等

2 対象犯罪等

(1) 部外カウンセリング支援

次に掲げる犯罪等のうち、犯罪被害者等の心理的状态等から、犯罪被害者等への部外カウンセリング支援が必要と認められるものとする。

ア 身体犯

- (ア) 殺人罪（未遂を含む。）
- (イ) 強盗致死傷罪（未遂を含む。）
- (ロ) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（未遂を含む。）
- (ハ) 強制性交等罪（未遂を含む。）
- (ニ) 強制わいせつ罪（未遂を含む。）
- (ホ) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（未遂を含む。）
- (ヘ) 強制わいせつ等致死傷罪
- (ヘ) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪）（未遂を含む。）
- (ケ) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪）（未遂を含む。）
- (コ) 身の代金目的略取等罪（刑法第225条の2の罪）（未遂を含む。）

- (㉔) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪）（未遂を含む。）
- (㉕) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪）（未遂を含む。）
- (㉖) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (㉗) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (㉘) 傷害致死罪
- (㉙) 傷害罪のうち、犯罪被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (㉚) (㉗)から(㉙)までに掲げるもののほか、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち犯罪被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

イ 重大な交通事故事件

(㉛) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(㉜) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(㉝) 交通死亡事故等

車両等の交通事故により人が死亡した事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(㉞) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転処罰法」という。）第2条及び第3条）及び無免許危険運転致死傷罪（自動車運転処罰法第6条第1項及び第2項）に該当する事件

ウ 警察署長等が必要と認める事件

ア及びイに掲げるもののほか、警察署長等が事件の背景、性質、犯罪被害者等の心理状態等から公費負担の対象とする必要があると認める事件

(2) 精神科医等診療支援

次に掲げる犯罪のうち、犯罪被害者又はその遺族の精神的被害及び犯罪被害に起因する不安や悩み等が深刻であり、これらの解消及び軽減を早期に図るため、精神科医等による診療等が必要と認められるものとする。

ア (1)に掲げる犯罪のうち、性犯罪、殺人、傷害致死、交通死亡事故に該当する事件

イ (1)に掲げる犯罪のうち、部外カウンセリング支援を受けることが困難であって、精神科医等による診療等が必要であると認められるもの

3 公費負担額

部外カウンセラーに支払う謝金及び精神科医等が診療料等の費用として請求した額とする。この場合において、「診療料等」とは、一般的な診療料のほか、初診料、再診料、初回の投薬料及び検査料を含むものとする。

4 公費負担の認定

- (1) 警察署長等は、対象犯罪を認知したときは、広報県民課長と協議の上、犯罪被害者等に対して制度を速やかに教示して制度適用の希望の有無について意思確認を行い、犯罪被害者等が公費負担の適用を希望したときは、公費負担対象事件発生報告書を作成の上、公費負担を認定するものとする。この場合において、犯罪被害者又はその遺族が精神科医等診療支援を希望したときは、精神科医等診療支援申請書（初回）（様式第5号）を徴するものとする。
- (2) 広報県民課長は、(1)により部外カウンセリング支援を実施する場合は、当該部外カウンセリング支援に最も適した部外カウンセラーに対して支援を依頼し、警察署長等に対してカウンセリング支援依頼通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- (3) 通知を受けた警察署長等は、犯罪被害者等に部外カウンセリング支援の日時、場所等必要な事項を連絡するものとする。
- (4) 警察署長等は、部外カウンセラーが部外カウンセリング支援を実施した都度、カウンセリング支援実施結果通知書（様式第7号）を受領し、その写しを広報県民課長に送付するものとする。
- (5) 警察署長等は、犯罪被害者又はその遺族が精神科医等診療支援を受けた場合には、受診した都度、犯罪被害者又はその遺族から精神科医診療支援申請書（受診後）（様式第8号）を徴し、その写しを広報県民課に送付するものとする。
- (6) 警察署長等は、カウンセリング支援実施結果通知書又は精神科医診療支援申請書（受診後）に基づき、犯罪被害者等の精神的被害の回復又は軽減のためカウンセリング支援等を継続する必要がある場合は、広報県民課長と協議の上、継続するものとする。
- (7) 警察署長等は、カウンセリング支援等実施記録簿（様式第9号）を作成し、犯罪被害者等がカウンセリング支援等を利用した都度記録し、支援の実施状況を確実に把握するものとする。

5 支出手続

(1) 部外カウンセリング支援

ア 警察署長等は、公費負担の認定をしたときは、速やかに島根県会計規則の定めに基づく支出の手続を行うものとする。

イ 警察署長等は、カウンセリング支援実施結果通知書を受領したときは、次に定めるカウンセリング業務謝金等を当該部外カウンセラーに支払うものとする。

ウ 部外カウンセラーに支払う業務謝金の単価は、別に定めるものとする。

エ 業務謝金の算定に当たっては、30分未満の場合は時間単価の半額とし、30

分以上1時間未満の場合は1時間として処理し、1時間を超えた場合は、超えた時間が30分未満であれば時間単価の半額を加え、30分以上の場合は1時間の単価を加えて処理するものとする。

オ 犯罪被害者等の都合により、派遣される部外カウンセラーに対しては、業務謝金のほか、交通費等の費用弁償をする。

(2) 精神科医等診療支援

第3の5の規定を準用するものとする。この場合において、(2)及び(5)中「初回診療料、診断書料又は検案書料」を「精神科医等診療に係る診療料等」と読み替えるものとする。

6 留意事項

- (1) カウンセリング支援等に要する費用（交通費等の費用弁償を除く。）の上限は、原則として犯罪被害者等1人当たり通算して66,000円とする。
- (2) カウンセリング支援等を講ずる期間は、初診日より上限3年間とする。
- (3) 精神科医等診療支援により医療機関で診療を受けた場合は、原則として保険診療とする。ただし、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法第36号）における重傷病給付金の支給対象となる場合があるので、注意すること。
- (4) カウンセリング支援等は、警察の犯罪被害者支援を推進する必要性により要請した支援行為（犯罪被害に起因する精神的被害の回復に効果があると認めた診療等をいう。）に対して謝金又は診療料等を支出するものであるため、その旨を部外カウンセラー及び犯罪被害者等に対し十分に説明しておくこと。
- (5) 警察署長等は、当該犯罪被害者等の境遇、事情、事件内容等を考慮し、部外カウンセラーに対して事前に支援に際しての留意事項を説明すること。
- (6) 広報県民課長は、部外カウンセリング支援の趣旨に賛同して協力を承諾した部外カウンセラーについて部外カウンセラー名簿（様式第10号）を作成し、これを管理すること。
- (7) 広報県民課長は、部外カウンセラーが心身の故障その他の理由により部外カウンセリング支援ができないと認める相当の理由があるときは、当該カウンセラーを部外カウンセラー名簿から削除することができる。
- (8) 警察署長等は、支援を要請することができる専門家を把握し、協力について承諾を得られた場合には、随時、広報県民課へ報告すること。

第6 遺体修復に係る公費負担

1 負担する費用

司法解剖が行われた者の遺族が当該司法解剖によって受ける精神的被害及び経済的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体の切開痕、縫合痕その他の傷痕等について修復する専門的技術を有する者（以下「遺体修復業者」という。）に対して依頼する遺体修復に要する費用

2 対象犯罪

次に掲げる犯罪等により司法解剖を行った場合とする。ただし、高度に腐敗し、炭化し、白骨に近い等当該遺体の状態から遺族の精神的被害の軽減等の効果が期待できない場合を除く。

- (1) 殺人罪
- (2) 強盗致死罪
- (3) 強盗・強制性交等致死罪
- (4) 強制わいせつ等致死罪
- (5) 傷害致死罪
- (6) 逮捕等致死罪
- (7) 死亡ひき逃げ事件（車両等の交通により人が死亡した場合で、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る罪）
- (8) 危険運転致死罪（自動車運転処罰法第2条及び3条の罪）及び無免許危険運転致死罪（自動車運転処罰法第6条第1項及び第2項の罪）
- (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、警察署長等が事案の内容、遺族の置かれた状況等を考慮し、公費負担の対象とする必要があると認めるもの

3 公費負担額

遺体修復業者が遺体修復の費用として請求した額とする。

4 公費負担の認定

- (1) 警察署長等は、対象犯罪を認知したときは、広報県民課長と協議の上、その遺族に対して制度を速やかに教示し、制度適用の希望の有無について意思確認を行うものとする。この場合において、遺族が公費負担の適用を希望したときは、遺体修復承諾書（様式第11号）を徴するものとする。
- (2) 警察署長等は、遺族が(1)により公費負担の適用を希望した場合は、遺体修復承諾書及び公費負担対象事件発生報告書により、広報県民課長を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。
- (3) 本部長は、(2)による警察署長等からの報告に基づき公費負担を認定するものとする。

5 支出手続

- (1) 本部長は、公費負担の認定をしたときは、速やかに島根県会計規則の定めに基づく支出の手続を行うものとする。
- (2) 本部長は、遺体修復業者に対し、遺体修復依頼書（様式第12号）により遺体修復を依頼し、完了したときは遺体修復完了報告書（様式第13号）を徴するものとする。
- (3) 本部長は、遺体修復費用を支出するときは、公費負担対象事件発生報告書により処理するものとする。
- (4) 本部長は、警察署長等に遺体修復業者に対し、本制度を事前に説明させるとともに、請求書により請求を受けるものとする。ただし、当該遺体修復業者が自ら請求書類を作成したときは、これによることを妨げない。

(5) 支出は、原則として遺体修復業者が指定する金融機関の口座への振り込みによるものとする。ただし、本部長が認める場合は、資金前渡内訳書を作成した上、資金前渡の方法によることができるものとする。

(6) (1)から(5)までによる方法がとれないときは、別途協議するものとする。

6 留意事項

(1) 遺体修復の実施に当たっては、原則として警察署等における遺体安置場所において行い、適宜、警察官による確認、立会い等を実施し遺体の管理を徹底すること。この場合において、確認、立会い等を行った警察官は、遺体修復業者が作成する遺体修復完了報告書の修復完了確認者欄の記載を行うものとする。

(2) 遺体修復の状況については、遺体修復完了後、警察官から遺族に説明するものとする。

第7 遺体搬送に係る公費負担

1 負担する費用

司法解剖が行われた者の遺族が当該司法解剖によって受ける精神的被害及び経済的負担を軽減するため、司法解剖後の遺体を警察署等の保管場所から遺族の自宅等へ搬送する事業者（以下「遺体搬送業者」という。）に支払う費用

2 対象犯罪

第6の2に掲げる犯罪等により司法解剖を行った場合とする。

3 公費負担額

搬送開始場所（当該搬送に従事する車両の車庫をいう。）から遺族の希望する搬送先までの距離に応じ、遺体搬送業者が遺体搬送の費用として請求した額とし、1件につき10万円を上限とする。ただし、遺体搬送がフェリーボートを利用した搬送、深夜に及ぶ搬送等、特異な形態であるときは、別途協議するものとする。

4 公費負担の認定

(1) 警察署長等は、対象犯罪を認知したときは、広報県民課長と協議の上、その遺族に対して制度を速やかに教示し、制度適用の希望の有無について意思確認を行うものとする。この場合において、遺族が公費負担の適用を希望したときは、遺体搬送申請書（様式第14号）を徴するものとする。

(2) 警察署長等は、遺族が(1)により公費負担の適用を希望した場合は、遺体搬送申請書及び公費負担対象事件発生報告書により、広報県民課長を經由して本部長に報告するものとする。

(3) 本部長は、(2)による警察署長等からの報告に基づき公費負担を認定するものとする。

5 支出手続

(1) 本部長は、公費負担の認定をしたときは、速やかに島根県会計規則の定めに基づく支出の手続を行うものとする。

(2) 本部長は、遺体搬送業者に対し、遺体の搬送を依頼し、完了したときは、遺体搬送完了報告書（様式第15号）を徴するものとする。

- (3) 本部長は、遺体搬送費用を支出するときは、公費負担対象事件発生報告書により処理するものとする。
- (4) 本部長は、警察署長等に遺体搬送業者に対し、本制度を事前に説明させるとともに、請求書により請求を受けるものとする。ただし、当該遺体搬送業者が自ら請求書類を作成したときは、これによることを妨げない。
- (5) 支出は、原則として遺体搬送業者が指定する金融機関の口座への振り込みによるものとする。ただし、本部長が認める場合は、資金前渡内訳書を作成した上、資金前渡の方法によることができるものとする。
- (6) (1)から(5)までによる方法がとれないときは、別途協議するものとする。

6 留意事項

遺体搬送業者への依頼に当たっては、必ず遺族の意向を確認するものとし、遺族が自ら手配することを希望した場合を除き、警察署長等から遺体搬送業者に連絡すること。

第8 ハウスクリーニングに係る公費負担

1 負担する費用

犯罪被害者が自宅等において加害者から危害を加えられ、飛散した血痕、吐しゃ物等により自宅等が汚損された場合において、犯罪被害者等がこれら清掃費用の負担を強いられることによって受ける精神的被害及び経済的負担の軽減のために行う、ハウスクリーニングを行う事業者（以下「ハウスクリーニング業者」という。）に対して依頼する清掃に要する費用

2 対象犯罪

次に掲げる犯罪のうち、事件捜査上、犯罪被害者等がハウスクリーニング業者に支払う清掃費用の公費負担が必要と認められるものとする。

- (1) 殺人罪
- (2) 強盗致死罪
- (3) 強盗・強姦等致死罪
- (4) 強制わいせつ等致死罪
- (5) 傷害致死罪
- (6) 逮捕等致死罪
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、警察署長が事案の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、公費負担の対象とする必要があると認めるもの

3 公費負担額

ハウスクリーニング業者が清掃に要する費用として請求した額とし、1件につき10万円を上限とする。ただし、特別な事情によりやむを得ない場合には、別途協議するものとする。

4 公費負担の認定

- (1) 警察署長は、対象犯罪を認知したときは、広報県民課長と協議の上、犯罪被害者等に対して制度を速やかに教示し、制度適用の希望の有無について意思確

認を行うものとする。この場合において、犯罪被害者等が公費負担の適用を希望したときは、ハウスクリーニング申請書（様式第16号）を徴するものとする。

(2) 警察署長は、犯罪被害者等が(1)により公費負担の適用を希望した場合は、ハウスクリーニング申請書及び公費負担対象事件発生報告書により、広報県民課長を経由して本部長に報告するものとする。

(3) 本部長は、(2)による警察署長からの報告に基づき公費負担を認定するものとする。

5 支出手続

(1) 本部長は、公費負担の認定をしたときは、速やかに島根県会計規則の定めに基づく支出の手続を行うものとする。

(2) 本部長は、ハウスクリーニング業者に対し、ハウスクリーニング依頼書（様式第17号）により清掃を依頼し、完了したときはハウスクリーニング完了報告書（様式第18号）を徴するものとする。

(3) 本部長は、ハウスクリーニング費用を支出するときは、公費負担対象事件発生報告書により処理するものとする。

(4) 本部長は、警察署長にハウスクリーニング業者に対し、本制度を事前に説明させるとともに、請求書により請求を受けるものとする。ただし、ハウスクリーニング業者が自ら請求書類を作成したときは、これによることを妨げない。

(5) 支出は、原則としてハウスクリーニング業者が指定する金融機関の口座への振り込みによるものとする。ただし、本部長が認める場合は、資金前渡内訳書を作成した上、資金前渡の方法によることができるものとする。

(6) (1)から(5)までによる方法がとれないときは、別途協議するものとする。

6 留意事項

(1) 清掃の実施時期等について、広報県民課長は、事件主管課長及び刑事部鑑識課長と事前に協議するものとする。

(2) 支出の範囲は、対象犯罪に係る犯罪被害者の自宅等の清掃（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等）に要する費用のみとし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する費用は、含まないものとする。

(3) 清掃の実施に当たっては、適宜、警察職員による確認、立会い等を行い、清掃場所の管理を徹底すること。この場合において、確認、立会い等を行った警察職員は、ハウスクリーニング業者が作成するハウスクリーニング完了報告書の清掃完了確認者欄の記載を行うものとする。

(4) 清掃の状況については、清掃完了後、警察職員から犯罪被害者等に説明するものとする。

第9 一時避難に係る公費負担

1 負担する費用

自宅が犯罪行為の現場となったため、自宅が破壊されるなどの理由により物理的に居住することが困難となる場合や、犯罪の被害直後において一時的に他の場

所へ避難する必要がある場合などに行う、犯罪被害直後における一時避難場所の確保及び犯罪被害者等が一時避難場所として利用するホテルその他の宿泊施設（以下「一時避難施設」という。）での宿泊（以下「一時避難措置」という。）に要する費用

2 対象犯罪

(1)に掲げる犯罪であって、(2)のいずれかの要件に該当し、かつ、自ら公的施設、親戚、知人宅等の避難場所を確保することが困難であると認められるものとする。

(1) 犯罪

- ア 殺人罪（未遂を含む。）
- イ 強盗致死傷罪（未遂を含む。）
- ウ 強盗・強姦等罪及び強盗・強姦等致死罪（未遂を含む。）
- エ 強姦等罪（未遂を含む。）
- オ 強制わいせつ罪（未遂を含む。）
- カ 準強制わいせつ罪及び準強姦等罪（未遂を含む。）
- キ 強制わいせつ等致死傷罪
- ク 逮捕等致死傷罪
- ケ 傷害致死罪
- コ 現住建造物等放火罪（刑法第108条の罪）
- サ アからコまでに掲げるもののほか、警察署長が事案の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を考慮し、公費負担の対象とする必要があると認めるもの

(2) 要件

- ア 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊、汚損などにより、犯罪被害者等が当該自宅に居住することが困難な状況にあるとき。
- イ 自宅が犯罪行為の現場となったため、犯罪被害者等が当該自宅に引き続き居住することで精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。
- ウ 犯罪被害者等が、加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあるとき。
- エ 社会的反響が大きい事件で、犯罪被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、当該犯罪被害者等が精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。

3 公費負担額

一時避難施設が宿泊に要する費用（消費税及びサービス料を含む。）として請求した額（食事代、通信費等を除く。）とし、1泊につき一人当たり7千円を上限とする。この場合において、一時避難措置を講ずる期間は、原則として連続7日以内とする。

4 公費負担の認定

(1) 警察署長は、対象犯罪を認知したときは、広報県民課長及び事件主管課長と協議の上、犯罪被害者等に対して制度を速やかに教示し、制度適用の希望の有

無について意思確認を行うものとする。この場合において、犯罪被害者等が公費負担の適用を希望したときは、公費負担対象事件発生報告書により、広報県民課長を経由して本部長に報告するものとする。

- (2) 本部長は、(1)による警察署長からの報告に基づき公費負担を認定するものとする。

5 支出手続

- (1) 本部長は、公費負担の認定をしたときは、速やかに島根県会計規則の定めに基づく支出の手続を行うものとする。
- (2) 本部長は、一時避難に要する費用を支出するときは、公費負担対象事件発生報告書により処理するものとする。
- (3) 本部長は、警察署長等に一時避難施設に対し、本制度を事前に説明させるとともに、請求書により請求を受けるものとする。ただし、当該一時避難施設が自ら請求書類を作成したときは、これによることを妨げない。
- (4) 支出は、原則として一時避難施設が指定する金融機関の口座への振り込みによるものとする。ただし、本部長が認める場合は、資金前渡内訳書を作成した上、資金前渡の方法によることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までによる方法がとれないときは、別途協議するものとする。

6 留意事項

- (1) 一時避難場所は、犯罪被害者等が自ら確保することを原則とする。
- (2) 一時避難措置は、犯罪被害者等が他に避難場所を確保することができない場合の措置であることから、警察署長は、犯罪被害者等の意向確認を慎重に行い、他の制度に基づき提供される公的施設等又は親戚、知人宅等の利用が可能である場合には、これらの施設の利用を優先させること。
- (3) 警察署長は、犯罪被害者等に対し、本制度の趣旨、一時避難措置の期間、宿泊費以外の費用及び上限額を超える費用の自己負担等について適切に説明すること。
- (4) 警察署長は、被害者支援要員又は事件担当捜査員を一時避難施設へ同行させ、当該一時避難施設の関係者に本制度の趣旨、支出手続等について十分説明させるとともに、保秘の徹底、緊急時の通報等について協力を要請させること。
- (5) 一時避難施設の名称、所在地等に関する事項については、その保秘を徹底すること。
- (6) 警察署長は、7日間を超えて一時避難措置を講ずる必要があると認めるときは、広報県民課長と協議すること。

第10 公費負担の適用除外

次のいずれかに該当する場合には、公費負担を行わないものとする。

- 1 犯罪被害者等が虚偽の申告をしている疑いがあるとき。
- 2 犯罪被害者等が公費負担制度の適用を希望しないとき。
- 3 遺体修復制度及び遺体搬送制度にあつては、遺体の身元が不明で遺族関係者が

判明しないとき。

- 4 その他公費負担制度を適用することが社会通念上適切でない認められるとき。

第11 連携等

- 1 公費負担制度の対象となることが予想される犯罪を認知した事件主管課長は、当該犯罪に関して広報県民課長に情報提供するなど、連携を密にすること。
- 2 警察署長等は、対象犯罪の判断及び支出手続中に当該認定について疑義が生じたときは、支出を一旦見合わせ、捜査の推移を待って広報県民課長及び事件主管課長と協議し、改めて認定すること。

様式 〔略〕